財務悪化を口実にした「確定拠出型」への移行は許されない

NTT各社は、5月22日、NTTグループ規約型企業年金制度を見直し、確定拠出年金制度へ移行(2014年4月予定)することを通信労組に提案してきました。

NTT企業年金(当時、税制適格年金)は、退職一時金の28%を原資に「年金」として受け取るもので、NTTが1.5%の利子補給を加えて7%(その後4.5%に改悪)の給付利率を約束して、1992年6月に導入されたのです。導入の目的は、同時に60歳定年制導入と退職金制度の改悪をセットにしたため、定年退職後の生活設計の「補助」をするというものでした。

その後「年金資産運用環境の悪化」を理由に、2004年4月、確定給付企業年金法に基づく「NTTグループ規約型企業年金」へ移行し、給付利率は国債平均利回りに利子補給0.5%を加えるという制度に改悪されていました。

今回、NTTは「確定拠出年金制度」への見直し理由として「ここ数年、年金資産運用が大きく悪化し、多額の運用損失が生じた結果、…平成20年度決算では約3700億円の積み立て不足が発生する事態となった。…年間約600億円に及ぶ特別掛金を設定するなど、財務に与える影響は大きく、将来にわたって安心できる企業年金制度としていくためには、年金債務および年金資産の圧縮が必要」だと説明しています。

現行の確定給付企業年金では、加入者に対する「将来給付される年金額を確定する」とした「受給権の保護」を定めています。そのための仕組みとして「受託者責任」「積立義務」「情報開示」が盛り込まれ、とりわけ「積立義務強化のための財政検証の仕組み」において①財政再計算「将来にわたって健全な財政が保たれるよう5年に1度再計算を行い、掛金等を見直す」(確定給付企業年金法58条)②財政決算「毎年の決算にて、予定した積立ができているかどうかを一定基準によってチェックし、不足の場合には掛金アップなどの措置をとる」(61条)と規定されているのです。

NTT労働者の退職後の生活に大きな影響を与える企業年金(退職給付債務)の「受給権の保護」を守らず、退職後の生活設計の「補助」としての利子補給すら廃止するという改悪提案は、企業責任の放棄、労働条件の切り下げであり許されません。NTTは、毎年1兆円を超える営業利益と9兆5000億円もの莫大な内部留保をため込んでおり、定年後の生活設計「補助」として利子補給の引き上げや積立は充分に可能なのです。

確定拠出年金制度に移行となれば、年金資産の運用は全て個人に委ねられ、「預金」ではゼロ金利政策の下で原資はほとんど増えず、「投資」では乱高下する市場に元本割れのリスクがあります。

企業の年金資産運用責任を、社員に転嫁し運用リスクを負わせることになる確定拠出 年金制度導入提案は撤回すべきです。

2013年6月8日 通信産業労働組合